

令和6年度白石市一般廃棄物処理計画

白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年条例第4号）第2条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので告示する。

令和6年4月1日

白石市長 山田 裕一

- 1 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 処理区域 白石市全域
- 3 廃棄物の発生量

(1) ごみ及び資源物

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
令和3年度	9,467 t	384 t	1,409 t	100 t	11,360 t
令和4年度	9,447 t	370 t	1,402 t	92 t	11,311 t
令和5年度 (見込量)	8,820 t	307 t	1,440 t	49 t	10,616 t
令和6年度 (計画量)	9,245 t	354 t	1,417 t	80 t	11,096 t

(2) し尿及び浄化槽汚泥

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
令和3年度	5,710 kℓ	4,032 kℓ	9,742 kℓ
令和4年度	5,640 kℓ	3,775 kℓ	9,414 kℓ
令和5年度 (見込量)	5,289 kℓ	3,469 kℓ	8,758 kℓ
令和6年度 (計画量)	5,546 kℓ	3,759 kℓ	9,305 kℓ

6 分別及び搬出方法

(1) 家庭ごみ

次表のとおり分別して、指定袋により収集日（別途広報紙に掲載）の8時30分までに所定の集積所に搬出すること。詳細な分別方法は、「ごみの分け方と出し方 令和4年度～」を参照のこと。

区 分		指定袋等
可燃ごみ	生ごみ、食用油、紙おむつ、たばこの吸い殻、花火、ペット用の砂、アルミホイル、木製小物、ビデオ・カセットテープ・フロッピー、ゴム・合成皮革製品、落ち葉・剪定枝等、加工紙など資源化できない紙類	もやせるごみ袋 (黄色)
資源ごみ	びん 無色透明・茶色・その他の色に分別する。除草剤・殺虫剤等のびんは仙南リサイクルセンターに直接搬入（有料）	資源ごみ袋 (赤色)
	缶 飲料缶、食用缶、菓子缶、スプレー缶、カセットボンベ等の缶類	
	ペット 飲料用、調味料などのペットボトル（PETボトルの識別表示のあるもの）	
	プラスチック 容器包装 洗剤等の容器、化粧品等の容器、食品のカップ、食品トレー、食品のパックなど（プラスチック製容器包装の識別表示のあるもの）	
	プラスチック その他の 識別表示のないプラスチック素材の日用雑貨品など	
	紙類 ・ 布類 新聞紙、紙パック、段ボール、雑誌・本、雑紙類 衣類・布は綿50%以上のもの	
不燃ごみ	金属、陶磁器、電球・蛍光管、ガラス・刃物類	もやせないごみ袋 (黄色)

(2) 粗大ごみ

次表の区分のとおり、仙南地域広域行政事務組合が定めた方法で搬入すること。

区 分		
燃やせる粗大ごみ	木製家具、本棚、タンス、畳、布団、マットレス（スポンジ製）、カーペット、電気毛布、ゴザなど	・ 仙南クリーンセンターに直接搬入（有料） ・ 許可業者に依頼（有料）
燃やせない粗大ごみ	オルガン、ストーブ、自転車、大型の遊具など	・ 仙南リサイクルセンターに直接搬入（有料） ・ 許可業者に依頼（有料）
分別が必要な粗大ごみ	ベッド、ソファ、ガラス等を含む木製家具など	・ 分別のうえ、仙南クリーンセンターに直接搬入（有料） ・ 許可業者に依頼（有料）

(3) 家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）は、購入した販売店又は買い換えの際の販売店に引き取りを依頼すること。自分で搬入する場合は、郵便局に備え付けの家電リサイクル券により料金を振り込み、指定引取場所に搬入すること。

(4) 犬、猫等の死骸

ペットは、角田衛生センター動物焼却施設に搬入すること。（有料）
路上死による動物の死骸は、市（環境課）に連絡すること。

(5) 乾電池

筒型乾電池等は集積所に備え付けの専用容器がある場合は専用容器に入れ、ない場合は中央公民館ストックヤードに搬入すること。充電式電池等・ボタン型電池は市役所、各地区公民館に設置している専用回収ボックスに投入すること。

(6) 使用済小型家電

小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電のうち下記14品目について、市役所、中央公民館、図書館、各地区公民館に設置している回収ボックスに投入すること。なお、市内一斉クリーン作戦と同時開催するイベント回収は、別途市の広報紙等で周知する。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①携帯電話、PHS、スマートフォン | ⑧ビデオ、DVD、BDプレーヤ |
| ②パソコン | ⑨電子書籍端末 |
| ③ゲーム機 | ⑩電子辞書 |
| ④電話機、FAX | ⑪電卓 |
| ⑤デジタルカメラ、ビデオカメラ | ⑫電子血圧計、電子体温計、電子体重計 |
| ⑥ICレコーダー | ⑬カー用品 |
| ⑦携帯型音楽プレーヤ | ⑭上記の付属品（リモコン、充電器等） |

(7) し尿・浄化槽汚泥

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）の許可業者に依頼して処理すること。（有料）

(8) その他

- ・水銀含有製品

体温計や血圧計等水銀を含む廃棄物については市役所に設置している専用回収ボックスに投入すること。

- ・廃タイヤ

自家用乗用車等のタイヤは、仙南リサイクルセンターに搬入すること。（有料）

- ・災害ごみ

火災等で生じたごみは、市（環境課）に相談のうえ、指示に従うこと。

(9) 適性処理困難物

施設で適性に処理できない廃棄物は、販売店または専門業者に相談すること。

- ・危険物 消火器、プロパンガス、農薬、劇薬など
- ・建築廃材 ブロック、ガラス、柱、鉄骨など
- ・医療系廃棄物
- ・その他 ピアノ、農機具、50cc以上のバイク、風呂釜、自動車部品、耐火金庫など

(10) 事業系一般廃棄物

事業活動によって排出される廃棄物（産業廃棄物を除く）は、仙南地域広域行政事務組合が定めた方法で事業者の責任において、分別のうえ処理施設に搬入するか、一般廃棄物処理業の許可業者に依頼して処理すること。（有料）

7 一般廃棄物処理業許可の方針

ごみの収集運搬量に急激な増加が見込まれないことから、一般廃棄物処理業許可（収集運搬に係る許可）は、現行の体制を維持して新規の許可は付与しない。

なお、一般廃棄物処理業許可（処分業に係る許可）は、市による処理が困難であるものを処分する者及び市の処理では資源化等が困難であるものの資源化等を行う者に対しては、許可を付与し、リサイクルを推進する。

8 処理施設

(1) 焼却施設

名 称	仙南クリーンセンター
所 在	角田市毛萱字西ノ入43-11
処理能力	200t/日
炉形式	流動床式ガス化溶融炉

(2) 粗大ごみ処理施設

名 称 仙南リサイクルセンター
所 在 刈田郡蔵王町大字平沢字新並 1 2 4 - 1 0 4
処理能力 5 0 t / 5 時間
処理方式 粗大ごみ 横型回転せん断衝撃式破碎機、機械選別方式
不燃ごみ (鉄) 機械選別方式
(アルミ・カレット) 手選別方式

(3) 埋立処分施設

名 称 仙南最終処分場
所 在 白石市鷹巣字黒岩下 7 - 1
埋立容量 1 9 4 , 0 4 0 立方メートル
埋立方式 セル+サンドイッチ方式

(4) し尿処理施設

名 称 柴田衛生センター
所 在 柴田郡柴田町大字成田字待江 1 5 1
処理能力 1 1 0 キロリットル/日
炉 形 式 高濃度二段活性汚泥法+高度処理

(5) 動物焼却施設

名 称 角田衛生センター動物焼却施設
所 在 角田市枝野字北大坊 9 0